

平成 27 年 3 月 1 日

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 27 年 3 月 1 日～平成 30 年 2 月 28 日までの 3 年間

2. 内容

目標 1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

＜対策＞

- 平成 27 年 3 月～ 諸制度の広報
- 平成 27 年 3 月～ 入社時や定期会議に概略を説明し情報提供を実施する

目標 2：育児休業等を取得しやすい環境作りのため、相談窓口を設置する。

＜対策＞

- 平成 27 年 3 月～ 相談窓口の運営等について検討する
- 平成 27 年 7 月～ 相談員の研修を行う
- 平成 27 年 8 月～ 相談窓口を設置する